

教保体 第1587号
平成27年12月3日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

学校における安全管理・安全指導の徹底について（通知）

このことについては、平成27年4月1日付け教保体第5-1号、平成27年8月17日付け教保体第986-1号をはじめ、あらゆる機会にその徹底をお願いしているところです。

さて、平成27年12月1日、横浜市内の小学校において、防煙シャッターが何らかの理由により落下し、児童が挟まれ、大けがをする事故が発生いたしました。

学校は、常に児童生徒の安全を確保するため、施設等の定期・臨時安全点検をはじめ、事故防止に必要な措置等を講ずることが定められております。

つきましては、学期末に当たり、別紙のとおり、改めて学校における安全管理・安全指導の徹底について御配慮くださるようお願いいたします。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校への周知について御配慮いただきますようお願いいたします。

埼玉県教育局県立学校部保健体育課
学校安全担当

TEL 048-830-6964

FAX 048-830-4971

1 安全管理

(1) 安全点検の方法

目視による点検の他、打音・振動・負荷・作動等により行い、対象や項目に応じて複数の方法を組み合わせて行うこと。

また、鉄棒などの教材・教具、遊具は構造上の複雑さや表面の塗装等により、教職員の点検による判断が難しいため、点検の信頼性が疑われる場合は、定期又は臨時に専門家による点検を行うこと。

(2) 安全点検表の作成

各学校の点検対象と場所ごとに、点検の観点、点検の方法、判定結果、不良箇所とその程度、事後措置の状況などを記録すること。

(3) 安全点検表の管理

管理職が点検し、保存すること。

【参考】県立学校における保存期間は、埼玉県立学校文書管理規則により、3年（第4種文書等）となっている。

(4) その他

ア 学校安全計画については、各学校の実態に応じて随時見直していくこと。

イ 危機管理マニュアルについては、地域の特色に応じた自然災害への対応を加えて再整備すること。

ウ 安全点検の項目や安全点検表等については、『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』（文部科学省、平成22年3月31日改訂版発行）、『小・中学校安全点検要領（四訂版）』（埼玉県安全教育研究協議会、平成16年3月発行）等を参考にすること。

2 安全指導

(1) 校内の事故防止

学校施設の使用時や防火シャッター・扉の安全確認、エレベーターの使用規則の徹底など、児童生徒への安全指導を繰り返し行うこと。

(2) 校外の事故防止

登下校時の安全確保については、学校だけでなく関係機関等と連携を図り、交通事故防止・防犯・防災について繰り返し注意啓発を行うこと。

また、交通ルールの遵守及び交通マナーについても指導の徹底を図ること。

(3) 定期的な訓練の実施

自然災害や事件・事故発生時に、主体的な対応ができる児童生徒の育成を目指し、慣例的な訓練にならないよう、様々な場面や場所を想定した訓練を計画すること。